

鹿教社第172号
令和7年11月7日

国立大隅青少年自然の家所長
鹿児島市立少年自然の家所長
薩摩川内市立少年自然の家所長
出水市青年の家所長 } 殿

鹿児島県教育庁社会教育課長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う対応について

令和7年11月7日に鹿児島大学が実施した水鳥のねぐら水（出水市荒崎）及び河川の水（出水市江内地区）の遺伝子検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が確認されました。

このことから、別添写しのとおり県立青少年社会教育施設宛て通知しましたのでお知らせします。

【問合せ先】

担 当：企画助成係 五百路

電 話：099-286-5334

F A X：099-286-5673

メー ル：ekikakuj@pref.kagoshima.lg.jp

青少年研修センター所長
南薩少年自然の家所長
奄美少年自然の家所長
霧島自然ふれあいセンター所長 } 殿

社会教育課長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う対応について（通知）

令和7年11月7日に鹿児島大学が実施した水鳥のねぐら水（出水市荒崎）及び河川の水（出水市江内地区）の遺伝子検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が確認されました。

ついては、下記により適切な対応をお願いします。

記

1 手洗い，うがいの励行

研修生に対し，日頃から，手洗い，うがいなど一般的な予防対策を徹底させること。

2 研修生や職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

- (1) 野鳥が死んでいる場合は，手で触れないこと。同じ場所で野鳥の大量死亡及び原因が分からないまま連続して死んでいる場合は，直ちに最寄りの県地域振興局・支所林務水産課，市町村の鳥獣保護担当課，県社会教育課等へ連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には，手をきちんと洗い，うがいをする。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり，捕まえようとしないこと。

※ 環境省作成の「野鳥との接し方について（別添）」を参考にしてください。

【問合せ先】

担 当：企画助成係 五百路
電 話：099-286-5334
FAX：099-286-5673
メール：ekikakuj@pref.kagoshima.lg.jp

野鳥との接し方について

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。